

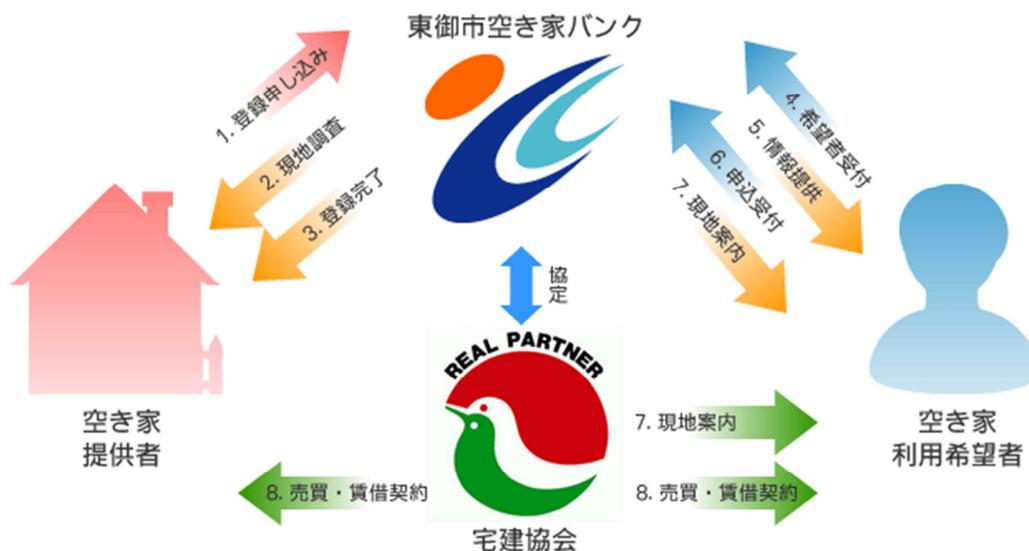
## 空き家の有効活用について

企画振興課移住定住・シティプロモーション係

### 1 東御市空き家バンクについて

空き家バンク（空き家情報登録制度）とは、市が所有者から空き家や空き土地の売買や賃貸に関する情報提供を受け、それらの物件情報を公開するとともに、必要に応じて仲介支援を行うことにより空き家の利活用を図るシステムで、平成23年度より運用を開始しました。

仲介にあっては長野県宅地建物取引業協会上田支部と協定を結んでいます。



### 2 空き家登録・契約件数

登録年度	新規登録 件数	保留	登録 手続中	抹消 件数	契約成立件数			年度末 登録件数
					賃貸	売買	合計	
23	17	0	0	2	3	5	8	7
24	12	0	0	1	3	2	5	13
25	14	0	0	1	3	7	10	16
26	15	0	0	6	5	8	13	12
27	19	0	0	5	3	6	9	17
28	15	0	0	4	1	7	8	20
29	21	0	0	7	1	10	11	23
30	20	0	0	5	4	9	13	25
31	19	0	0	10	4	11	15	19
2	17	0	0	7	2	9	11	18
3	11	0	0	3	1	5	6	20
4	24(※)	1	0	6	2	6	8	29
<b>累計</b>	<b>204</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>57</b>	<b>32</b>	<b>85</b>	<b>117</b>	

※うち令和4年9月実施の空き家相談会（別紙参照）により登録となった件数：5件

### 3 契約者前居住場所内訳

契約者は市内や近隣市からの住み替えのケースもありますが、半数弱が県外からの移住者によるものです。

契約年度	市内	市外	県外	合計
23	0	2	6	8
24	1	2	2	5
25	1	4	5	10
26	2	7	4	13
27	6	1	2	9
28	0	2	6	8
29	4	6	1	11
30	2	1	10	13
31	7	3	5	15
2	2	3	6	11
3	3	2	1	6
4	1	3	4	8
<b>計</b>	<b>29</b>	<b>36</b>	<b>52</b>	<b>117</b>

### 4 空き家情報利用登録件数

空き家バンクの物件を契約するにあたっては、利用登録が必要となります。多くの登録者がいますが、希望する物件がなくミスマッチが起きていることが課題です。

登録年度	新規登録者数	新規登録者住所		
		市内	市外	県外
23	54	14	15	25
24	32	10	10	12
25	42	12	13	17
26	37	5	12	20
27	63	18	16	29
28	35	6	11	18
29	46	16	15	15
30	33	7	8	18
31	24	9	6	9
2	45	13	19	13
3	30	8	11	11
4	28	3	9	16
<b>累計</b>	<b>441</b>	<b>118</b>	<b>136</b>	<b>187</b>

## 5 空き家片付け補助金活用件数

空き家の所有者にとって、残置物の撤去や清掃が進まないことが空き家バンクへの登録へ躊躇する原因となっていたことから、平成 30 年度より「東御市空き家片付け補助金」制度を設け、空き家バンク登録への促進を図っています。

空き家バンクに登録された空き家物件の清掃もしくは不要物の撤去にかかる費用の 2 分の 1（上限 10 万円）を補助するものです。

契約年度	件数	金額(円)
30	2	165,000
31	4	315,000
2	7	639,000
3	1	78,000
4	8	700,000
<b>計</b>	<b>22</b>	<b>1,897,000</b>

## 令和4年度 全地区対象 空き家相談会開催結果（報告）

企画振興課移住定住・シティプロモーション係

- 1 日時 令和4年9月10日（土）午前10時～正午
- 2 会場 東御市中央公民館3階講堂
- 3 相談組数 20組
- 4 相談件数 33件（司法書士を除く）  
税務課：3件、生活環境課：3件、建設課：1件、農林課：5件、  
福祉課：3件、企画振興課：14件、宅建協会：4件
  
- 5 主な相談内容
  - ・空き家バンクの登録について
  - ・空き家バンクに付随する農地の登録について（それ以外にある農地処分について）
  - ・空き家の管理の委託先について（近隣の空き家の管理不全について）
  - ・今後空き家になった場合の進め方について
  - ・相続について
  - ・不動産査定の依頼について
  - ・空き家を売買する際の手順について
  
- 6 総括

参加者からも概ね好評をいただいたため、今後も開催を検討していきたい。  
今後はこのような相談をデータベース化・クラウド化し、通常でも市内横断的に空き家所有者・空き家予備軍所有者に対してアプローチを図り、所有者の安心感につなげ、市内における空き家の解消を図っていくことが必要である。  
また、地区単位での開催の要望もあるため今回の手法を用いて、地区と協働した空き家対策に取り組んでいくことが効果的であると考えます。
  
- 7 今後の地区別空き家相談会の予定
  - R4年
    - 11月20日（日） 北御牧地区
    - 12月17日（土） 田中地区
  - R5年
    - 1月末予定 祢津地区（調整中）
    - 2月4日（土） 和地区
    - 2月19日（日） 滋野地区